

平成23年 第1回臨時会

# 多摩六都科学館組合議会会議録

平成23年 5月26日開会

平成23年 5月26日閉会

多摩六都科学館組合議会

## 平成23年第1回臨時会会議録目次

1	仮議席の指定	4
2	選挙第1号 議長選挙	5
3	議席の指定	6
4	会議録署名議員の指名	6
5	会期の決定	6
6	選挙第2号 副議長選挙	6
7	議案第7号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	7
8	議案第8号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	1 1
9	議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	1 3
10	議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて	1 5

平成23年 第1回臨時会

5月26日（木）

平成23年多摩六都科学館組合議会  
第1回臨時会会議録

○期 日 平成23年5月26日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番 木村まゆみ君

2番 吉池たかゆき君

3番 奥谷浩一君

4番 山崎秋雄君

5番 斉藤正彦君

6番 斉藤あき子君

7番 桜木善生君

8番 永田雅子君

9番 稲垣裕二君

10番 大林光昭君

○欠席議員(なし)

○出席説明員

管理者 坂口光治君

事務局長 伊藤憲一君

管理運営  
課長 神田正彦君

総務係  
主査 豊田和徳君

○議会職員出席者

書記 星智加子君

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第1号 議長選挙
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 選挙第2号 副議長選挙
- 7 議案第7号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 8 議案第8号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 9 議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 10 議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

平成23年多摩六都科学館組合議会第1回臨時会

平成23年5月26日（木）午前10時02分開会

○事務局長（伊藤憲一君） それでは、定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を開催いたします。

最初に、管理者よりごあいさつがございます。

○管理者（坂口光治君） それでは、ごあいさつを申し上げたいと思います。

貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、大変御多用のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、当科学館組合議員に御就任をいただきまして、ありがとうございます。また、西東京市の両議員におかれましては、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

このたびは、就任早々の臨時議会となりまして、日程調整等で大変御迷惑をおかけいたしました。誠に申しわけございませんでした。本日は万障お繰り合わせいただきまして、議員全員の御出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。多摩六都科学館が開館して本年ではや18年を迎えることができました。長年にわたり事業継続ができたのは、構成5市の皆様方の御理解・御協力の賜物と思っております。また、構成市の5市におきましては、当科学館の建設時の用地取得費、これは約50億円かかっておりますが、起債償還金及び管理運営費を毎年構成市負担金としていただいております。内訳といたしましては、5市の総額でございますが、起債償還金は平成23年度をもって償還が完済となりますが2億300万円、管理運営費につきましては3億9,500万円、合わせまして5億9,800万円余を御負担いただいております。

開館から17年が既に経過いたしまして、プラネタリウム施設機器類が、これはメーカーの推奨の耐用年数ということでございますが、15年を超えて老朽化してまいりました。部品などの供給が難しくなっていることから、本年11月から来年6月、約8カ月間かかりますが、プラネタリウム施設及び機器類の更新を実施いたします。総額は約4億円でございます。また、当科学館の経営改善を構成5市からも強く求められております。平成20年度から、段階的ではございますが、事業費を1億円程度削減し、またさらなる経営改善策といたしまして平成24年4月から、来年の4月からということになりますが、指定管理者制度を導入いた

しまして、事業運営を指定管理者に移行する予定となっているところでございます。現在指定管理者の選定に向けた準備を進めているところでございます。指定管理者を導入いたしますと、推計でございますが、年間4,000万円から5,000万円運営経費を縮減できる見込みとなっております。本年度はプラネタリウム施設及び機器類更新の実施、指定管理者の指定など、多摩六都科学館にとりまして大変革の年度と考えているところでございます。

最後になりますが、これからも多くのお客様に御来館いただけるよう、タイムリーでホットな情報を提供し、楽しく学べる科学館を目指し、管理者であります私はもとよりでございますが、職員、スタッフ一丸となって努力してまいりますので、組合議員の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます

---

○事務局長（伊藤憲一君） 組合議会の議長並びに副議長は平成23年4月30日に組合議会議員の任期が満了となりましたので、議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うということになっております。出席議員の中では清瀬市さんから選出されております齊藤正彦議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（齊藤正彦君） ただいま御紹介をいただきました清瀬市議会から選出されております齊藤正彦です。よろしくお願い申し上げます。清瀬市議会は今回定数が20になったのですが、3人の齊藤が今おりまして、いつも正彦と言わないと齊藤では通じなくなりましたので、よろしくお願いいたします。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤憲一君） それでは、臨時議長、議長席にお着きください。

---

○臨時議長（齊藤正彦君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○臨時議長（齊藤正彦君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

新しく組合議員になられました議員の方々につきましては、議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

---

○臨時議長（齊藤正彦君） 日程第2「選挙第1号 議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（齊藤正彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては臨時議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（齊藤正彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

議長に、7番 桜木善生さんを指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました7番 桜木善生さんを議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（齊藤正彦君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7番 桜木善生議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました桜木善生議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました7番 桜木善生さんに議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

○7番（桜木善生君） ただいま皆さんの御配慮によりまして議長職という大役を仰せつかりました東久留米市議会の桜木でございます。御案内のとおり、3月11日の東日本大震災によって世の中は極めて景気が悪くなって、また極めて閉塞状況だと思いますが、当組合の役目であります子供に夢を与える、こういったことは極めて大事だなというふうに思います。したがって、皆さんの御尽力・御協力をいただきまして、円滑な議会運営を運んでいきたい、このように思います。2年間の任期でありますけれども、どうぞ皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、一言就任のごあいさつとさせていただきます。



どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（齊藤正彦君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時11分 再開

○議長（桜木善生君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 異議なしと認めます。

よって、議席はただいま御着席のとおりとすることと決定いたします。

---

○議長（桜木善生君） 日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第2番 吉池たかゆき議員及び第3番 奥谷浩一議員を指名いたします。

---

○議長（桜木善生君） 日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（桜木善生君） 日程第6「選挙第2号 副議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

副議長に、9番 稲垣裕二議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました9番 稲垣裕二議員を副議長当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました稲垣裕二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました稲垣裕二さんが議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました9番 稲垣裕二さんに副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

○9番（稲垣裕二君） ただいま副議長に選出をいただきました西東京議会の稲垣裕二でございます。公平公正な立場で、議長を補佐し、議会運営に努めてまいりたいと思っております。ぜひ皆様方の御協力を心よりお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（桜木善生君） それでは、稲垣副議長、副議長席にお着き願います。

---

○議長（桜木善生君） 日程第7「議案第7号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第7号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正による育児短時間勤務制度の導入等に伴い所要の規定を整備する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年3月31日に専決処分し、また、平成23年3月31日に公

布し、平成23年4月1日から施行いたしましたので、同条第3条の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。  
以上です。

○議長（桜木善生君） 補足説明を願います。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） それでは、議案第7号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、管理者に補足して御説明申し上げます。

このたびの臨時会にて御提案いたします議案7号から9号までは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び東京都の給与改定に伴いまして構成市議会におきましても既に議案が提出され、御承認いただいているものでございます。多摩六都科学館組合の定例会は年2回、2月、10月の開催となっており、施行日の関係から、大変恐縮でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものを、今回御承認いただくものでございます。

多摩六都科学館組合職員の育児短時間勤務制度等の導入に伴いまして、法令に基づき、関連する条例の一部を改正するものでございます。あわせて、関係法令の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。育児短時間勤務制度は地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができる制度として導入されるものでございます。

それでは、資料1 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する新旧対照表をごらんください。

1ページでございます。1条では、育児短時間勤務制度の導入に伴い地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児短時間勤務について条例に委任している各番号等を追加するものでございます。

続きまして、第6条から第12条までは、育児短時間勤務制度について新たに規定を加えるものでございます。

第6条でございますが、育児短時間勤務をすることができない職員について規定するものでございます。第6条では、上位法であります地方公務員の育児休業等に関する法律第10条

第1項におきまして、条例で定められている育児短時間勤務をすることができない職員を定めております。

続きまして、第7条でございますが、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定するものがございます。一度育児短時間勤務を取得いたしますと基本的にはその育児短時間勤務終了後1年を経過しないと再度同じ子について育児短時間勤務をすることができないものでございますが、1年を経過しない場合であっても育児短時間勤務をすることができる特別の事情を条例において定めるものがございます。例を挙げますと、この事例はレアケースでございますけれども、育児短時間勤務を取っている職員に次の子が生まれて、当初の子の育児短時間勤務が失効となった後、これは育児休業等を取得するという事で育児短時間勤務が失効となる関係ですけれども、次の子が、例えば死亡したり養子縁組等をした場合に、それからまた職員と別居するなど、再度育児短時間勤務をする場合、また職員がけが、病気で子を養育できない状態が相当期間見込まれて、これは病気休暇などが想定されますけれども、育児短時間勤務を取り消された後、子を養育できる状態に回復した場合などがございます。

恐れ入りますが2ページをお開きください。裏面になります。続きまして、第8条でございます。育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続についての規定でございます。育児短時間勤務の承認の請求は1カ月前までに行うものと定めるものがございます。

第9条でございます。育児短時間勤務の承認の取消し事由でございます。第9条では育児短時間勤務の承認の取消しの事由について定めるものがございます。

続きまして、第10条でございます。育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情について規定するものがございます。育児短時間勤務をしている職員が育児短時間勤務が失効や取消しになった場合、フルタイム勤務に戻るものがございますが、やむを得ない事情によりフルタイム勤務に戻さずそのまま育児短時間勤務につかせることができる。この場合においては、補充職員でございますが、過員となることを定めるものがございます。

第11条では、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知でございます。第12条の手続について定めるものがございます。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。続きまして、第12条以降の改正につきましては育児短時間勤務制度が導入されることにより必要となる規定の整備でございます。第12条では育児休業をすることができない職員について規定しております。部分休業ができない職員、育児短時間勤務をしている職員と定めるものがございます。第13条から第14条は条

番号の変更でございます。また、第14条は文言の修正を行ったものでございます。第15条でございますが、各号を変更し、部分休業の取消し事由の規定について、育児短時間勤務の取消し事由を準用するものでございます。第16条につきましては各番号の変更を行うものでございます。

附則でございますけれども、第1項では施行日を定めるものでございます。第2項につきましては経過措置でございます。

議案第7号につきましては以上でございます。

○議長（桜木善生君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村まゆみ議員。

○1番（木村まゆみ君） 現在該当者はいらっしゃるのかどうかと、不勉強で申しわけないんですが、職員の方の年齢構成とか、人数とか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（桜木善生君） 事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 私どもの事務局のスタッフの構成でございますけれども、まず派遣職員が5名おります。各構成市から1名ずつ派遣をしていただいております。それから、こちらの科学館が開館したときに雇用された職員が5人おります。合計10名ということで、そのほかに嘱託職員、臨時職員がおりますけれども、年齢構成につきましては、まず、男性が派遣職員、それから固有職員含めまして6人です。それから女性職員が4名ということで、年齢構成につきましては、50代が4名、それから40代が2名、30代が4名です。今のところ該当者はおりませんけれども、これから育児に携わる方も中にはいらっしゃる。30代の方ですけれども、おります。

以上でございます。

○議長（桜木善生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（桜木善生君） 日程第8「議案第8号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第8号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正による育児短時間勤務制度の導入に伴い所要の規定を整備する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年3月31日に専決処分し、また平成23年3月31日に公布し、平成23年4月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 続いて、補足説明を伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第8号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、管理者に補足して御説明申し上げます。

本案は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員等の勤務条件について規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料2、多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

1ページをお願いいたします。第2条では1週間の正規の勤務時間を定めております。新たに第2項で育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間を定め、再任用短時間勤務職員について規定を第3項に変更するものでございます。

第3条でございます。正規の勤務時間の割り振りについて定めております。第3条の第1項ただし書きにおいて、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割り振りを追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条では、週休日でございます。育児短時間勤務等の週休日について規定を追加するものでございます。

続きまして、第8条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定するものでございます。育児短時間勤務職員等につきましては、公務の運営に著しく支障が生じると管理者が認める場合に限り、断続的な勤務及び時間外勤務を命ずることができることを定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第12条でございます。年次有給休暇でございます。育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数を定めるものでございます。育児短時間勤務職員等は勤務時間がフルタイムの職員よりも短いため、再任用短時間勤務職員と同様に年次有給休暇の日数をその勤務時間や勤務日数に応じて定めるものでございます。

続きまして、別表2、第14条関係でございます。15の項、夏季休暇の日数でございます。育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の夏季休暇の日数を5日以内において規定で定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。附則でございます。施行日を定めるものでございます。

議案第8号につきましては以上でございます。

○議長（桜木善生君） これより、質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（桜木善生君） 日程第9「議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正による育児短時間勤務制度の導入に伴う所要の規定を整備したものでございます。また、東京都人事委員会勧告に基づき、住居手当等を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分し、また平成23年3月31日に公布し、平成23年4月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

後ほど、事務局より補足説明いたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（桜木善生君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） それでは、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の承認について、管理者に補足して御説明申し上げます。

本案につきましては、改正内容が、大きく分けまして3点ございます。1点目は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、給料等の支給について規定の整備を行うものでございます。2点目は、住居手当の支給につきまして、東京都の給与改定を踏まえまして改正をするものでございます。3点目は、月60時間を超える時間外勤務の算定に当たりまして、これまで算定の対象外となっておりました月曜日、これは科学館の定休日でございますが、国、東京都とあわせて算定の対象とするものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料3をごらんください。多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

1ページをお願いいたします。第5条の2、第1項におきましては、育児短時間勤務制度の導入により多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたことに伴いまして、これまで再任用短時間勤務職員の勤務時間を定めておりました第2条第2項が第2条第3項に変わったことに伴う規定の整備でございます。同条第2項は育児短時



間勤務制度導入に伴いまして新たに設けるものでございます。育児短時間勤務職員の給与月額額は育児短時間勤務の場合の1週間の勤務時間を、フルタイムの場合1週間の勤務時間38時間45分で除した割合を給与月額に乗じて算出した金額とするものでございます。

第12条第2項におきましては、住居手当の月額について規定しております。扶養親族の有無を問わず、一律扶養親族のない者に対する住居手当の月額8,500円に統一するものでございます。

第13条の第3項でございます。通勤手当の金額について規定しております。自転車等を利用する場合通勤手当の金額を規定しております第2号におきまして、1カ月の通勤回数を考慮して金額を定める範囲に育児短時間勤務職員も新たに加えるものでございます。

2ページをお開きください。次に、第16条でございます。第2項におきまして、1日の勤務時間が7時間45分より短い場合の時間外勤務手当の支給割合について規定しておりますが、その適用される範囲に育児短時間勤務職員を新たに加えるものでございます。

第4項におきましては、月60時間を超える時間外勤務の算定に当たりまして、これまでの算定の対象外となっておりました月曜日、これは科学館の定休日でございますが、勤務していた時間を算定の対象とするための規定の整備でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第24条期末手当、第4項及び第5項、第25条の4、勤勉手当第3項及び第4項におきましては、期末手当、勤勉手当を計算する際の算定の基礎となる給与月額について、育児短時間勤務職員を新たに加え、規定するものでございます。

4ページをお願いいたします。附則でございます。本条例の施行期日のほか、育児短時間勤務制度の導入に伴う取り扱い等を定めたものでございます。

議案第9号につきましては以上でございます。

○議長（桜木善生君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例)の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（桜木善生君） 休憩を閉じて再開いたします。

日程第10「議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を管理者から求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員（議会選出）の選任につき議会の同意を求めることについて」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、構成市の議員改選がありましたことから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、清瀬市選出議員の斉藤正彦氏を議会選出監査委員に選任したく、議会の同意を求める必要があるため御提案申し上げるものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桜木善生君） 人事案件ですが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて」、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長（桜木善生君） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、斉藤正彦議員より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○5番（斉藤正彦君） ただいま監査に選出をしていただきました斉藤正彦と申します。監査という重要な役ですので、しっかりとチェックして、皆さんの信頼を得る監査にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

---

○議長（桜木善生君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可します。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本日は、組合議員の皆様方には大変御多用の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま議案を御審議いただきまして、全議案を御承認いただきましてまことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。これからも組合議員の皆様の御理解とご協力をいただきながら、先ほど議長が就任される時にごあいさつがございましたが、夢や希望が育めるような、そしてまた地域から本当に愛されるような多摩六都科学館の発展に努力してまいりますので、大きなお力添えをお願い申し上げまして、私の御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（桜木善生君） これをもちまして、平成23年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長                      桜   木   善   生

多摩六都科学館組合議会議員                      吉   池   たかゆき

多摩六都科学館組合議会議員                      奥   谷   浩   一

多摩六都科学館  
組合議会会議録

平成23年7月発行

編集兼  
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982  
内 (221)